# 航空宅配便等個建運送約款

国官参物24-4号 認可年月日平成三十一年四月二十五日

## 目

第二章第三章 運送の引受け (第二条〜第九条) 荷物の引渡し (第十条〜第十四条) (第十五条·第十六条) (第十七条~第十九条) (第二十条~第二十八条) 指図 第五章 第六章

#### 第一章総

(適用範囲)

この運送約款は、宅配便など個建て運賃が適用される荷物の運送に適用されます。 この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。 当社は、前二項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることが

## 第二章 運送の引受け

(受付日時) 第二条

当社は、受付日時を定め、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。 前項の受付日時を変更する場合は、あらかじめ営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

(送り状) 第三条

当社は、荷物の運送を引き受ける時に、次の事項を記載した送り状を発行します。この場合において、第一号から第五号までは荷送人が記載し、第六号から第十五号までは当社が記載するものとします。ただし、第十号は記載しない場合があります。一 荷送人の氏名又は名称、住所、電話番号及び郵便番号 一 荷受人の氏名又は名称並びに配達先、その電話番号及び郵便番号 一 荷物の品名及び個数、荷物一梱包の価格が三十万円を超える場合はその価格 四 運送の際に希望する付帯サービス等(冷凍・冷蔵など) 五 運送上の特段の注意事項(壊れやすいもの、変質又は腐敗しやすいもの等荷物の性質の区分その他必要な事項を記載するものとします。) 空間便等の名称

完配便等の名称 当社の名称、住所及び電話番号 荷物の運送を引き受けた営業所その他の事業所の名称

荷物引渡予定日(特定の日時に荷受人が使用する荷物の運送を当社が引き受けたときは、その使用目的及び可知引渡日時を記載します。)

重量及び容積の区分 運賃その他運送に関する費用の額 責任限度額

が確認) 当社は、送り状に記載された荷物の品名又は運送上の特段の注意事項に疑いがあるときは、 荷送人の同意を得て、その立会いの上で、これを点検することができます。 当社は、前項の規定により点検した場合において、荷物の品名又は運送上の特段の注意事項が荷送人の記載したところと異ならないときは、これによって生じた損害を賠償します。 第一項の規定により点検した場合において、荷物の品名又は運送上の特段の注意事項が荷送 人の記載したところと異なるときは、点検に要した費用は荷送人の負担とします。

荷送人は、荷物の性質、重量、容積等に応じて、運送に適するように荷造りをしなければな りません。
当社は、荷物の荷造りが運送に適さないときは、荷送人に対し必要な荷造りを要求し、又は

tは、次の各号の一に該当する場合には、運送の引受けを拒絶することがあります。 運送の申込みがこの運送約款によらないものであるとき。 荷送人が送り状に必要な事項を記載せず、又は第四条第一項の規定による点検の同意を

与えないとき。 荷造りが運送に適さないとき。 運送に関し荷送人から特別の負担を求められたとき。 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。)第二条 第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)の活動を助長し、又は暴力団の運営 に資することとなると認められる運送、信書の運送等運送が法令の規定又は公の秩序若し

くは善良の風俗に反するものであるとき。 

わないこととする場合は、遅滞なくその旨を荷送人に通知した上で、荷送人に返送します。

前項による返送に要した費用は、荷送人の負担とする場合があります。 (引受制限荷物)

|物|| 当社は、次の各号に掲げる荷物及び航空会社において引受けを制限している荷物並びに品目 分類運賃適用荷物に該当するものは引き受けません。 貴重品

白金、金、銀、その他の貴金属及びその製品

イリジューム、タングステン、その他の稀金属及びその製品 通貨(紙幣、硬貨) 株券、債券、その他の有価証券、未使用の郵便切手及び収入印紙 株券、情券、その他の有価証券、未使用の郵便切手及び収入印紙 ダイヤモンド、紅玉、緑柱石、コハク、真珠、その他の宝石類及びその製品 遺体、遺骨

危険品 危険品 火薬類、高圧ガス、腐食性液体、引火性液体、可燃性液体、可燃性固体、酸化性物質、毒物、放射性物質、磁性物質、その他の有害物及びその付着物件等、又は銃砲刀剣類であって航空法施行規則第百九十四条の規定により輸送が禁止されているもの(同条第二項の規定により同項の要件をみたすことによってこれに含まれないものとみなされたものであっても、航空会社において引受条件を指定されているものを含む。) 前号の他、航空法、その他の法令又は官公署の命令、規制若しくは要求によって輸送を禁止若しくは、制限されたもの包装、荷造の不完全なもの、破損し易いもの、腐敗し、又は変質し易いもの、臭気を発するもの、その他に迷惑を及ぼ横に関しませが認めたもの人どり状の記載事項に関する中告を虚偽と当社が認めたものとより状の記載事項に関する申告を虚偽と当社が認めたものとより、経費を表しませが不適当と認めたもの

その他航空保安上当社が不適当と認めたもの

(外装表示)

当社は、荷物を受け取る時に、第三条第一号から第七号(第四号は記載のない場合を除く。)まで、第九号、第十号(記載のない場合を除く。)、第十三号及び第十四号に掲げる事項その他必要な事項を記載した書面を荷物の外装に貼り付けます。引受荷物が複数個口に分かれる場合、2個目以降は、第三条第一号から第三号までに掲げる事項その他必要な事項を記載して貼

(運賃等の収受)

メノ 当社は、荷物を受け取る時に、国土交通大臣に届け出た運賃その他運送に関する費用(以下 「運賃等」という。)を収受します。 当社は、前項の規定にかかわらず、荷物を引き渡す時に運賃等を荷受人から収受することを

2 当社は、前項の規定にかかわらず、荷物を引き渡す時に認めることがあります。 3 運賃等は、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

当社は、収受した運賃等の割戻しはいたしません。

# 第三章 荷物の引渡し

(荷物の引渡しを行う日) 第十条 当社は、次の荷物引渡予定日時までに荷物を引き渡します。ただし、航空機の運航時刻及び 到着地の変更、欠航、積残し、地上運送における交通渋滞、車輌事故等により、荷物引渡予定 日時の時刻に遅れて、又は翌日に引き渡すことがあります。 一 送り状に荷物引渡予定日時の記載がある場合 記載の日時

送り状に何物引渡了足口時以記載がめる場合 記載の口時 送り状に荷物引渡予定日時の記載がない場合 送り状に記載した荷物受取日から、その荷物の運送距離に基づき、次により算定して得 た日数を経過した日(運送を引き受けた場所又は配達先が当社が定めて表示した離島、山 間地等にあるときは、荷物受取日から相当の日数を経過した日)

間地等にあるときは、荷物受取日から相当の日数を経過した日)
ア 最初の四百キロメートル 二日
イ 最初の四百キロメートルを超える運送距離四百キロメートルまでごと 一日
2 前項の規定にかかわらず、当社は送り状に荷物の使用目的及び荷物引渡日時を記載してその
運送を引き受けたときは、送り状に記載した荷物引渡日時までに荷物を引き渡します。
3 前二項の規定にかかわらず、当社は荷送人が送り状に配達希望日を記載した場合に、その運送を引き受けたときは、配達希望日に荷物を引き渡します。ただし、航空機の運航時刻の翌日以降に引き渡すことがあります。
4 当社は、荷送人が送り状に配達希望時間帯を記載した場合に、その運送を引き受けたときは、次の各号に掲げる時間帯に配達があるる場合は、配達希望日の時間帯に配達いたします。ただし、航空機の運航時刻及び到着地の変更、欠航、積残し、地上運送における交通渋滞、車輌事故等により、配達希望日の時間帯経過後又は配達希望日の羽日以降に引き渡すことが

輌事故等により、配達希望日の時間帯経過後又は配達希望日の翌日以降に引き渡すことが

のりょり。 二 送り状に配達希望日の記載が無い場合は、引渡し予定日の時間帯に配達いたします。ただし、航空機の運航時刻及び到着地の変更、欠航、積残し、地上運送における交通渋滞、車輌事故等により、荷物引渡予定日の配達時間帯経過後又は荷物引渡予定日の翌日以降に引き渡すことがあります。 (荷受人以外の者に対する引渡し)

当社は、次の各号に掲げる者に対する荷物の引渡しをもって、荷受人に対する引渡しとみな

します。 一 配達先が住宅の場合 その配達先における同居者又はこれに準ずる者

配達先が前号以外の場合 その管理者又はこれに準ずる者

(荷受人等が不在の場合等の措置)

が不在の場合等の措置)
 当社は、荷受人又は前条に規定する者が不在のため引渡しを行えない場合は、荷受人に対し、 その旨を荷物の引渡しをしようとした日時及び当社の名称、問い合わせ先電話番号その他荷物 の引渡しに必要な事項を記載した書面(以下「不在連絡票」という。)によって通知した上で、 営業所その他の事業所で荷物を保管します。 2 前項の規定にかかわらず、荷受人の隣人(荷受人が共同住宅に居住する場合はその管理人を 含む。)の承諾を得て、その隣人に荷受人への荷物の引渡しを委託することがあります。この 場合においては、不在連絡票に当社が荷物の引渡しを残した隣人の氏名を記載します。

場合においては、不在連絡祟に当社が何物の引渡しを姿託した険人の氏名を記載します。 第一項の規定にかかわらず、安全な管理及び保管が可能である荷物受渡し専用保管庫(以下「宅配ボックス」という。)の設置された住宅や公共施設等では、当社はそれを使用して荷受人に対する荷物の引渡しとすることがあります。この場合、当社は不在連絡票などを用いて宅配ボックスを使用した旨の記載をして通知します。 4 当社は、荷受人から当社が定める方法により依頼された場合には、荷物の引渡日時及び配達先を変更して引き渡すことがあります。ただし、荷物の外装若しくは送り状の見やすいところに、変更等を要しない旨を明瞭に記載した場合については、この限りではありません。

に、変更等を接しない旨を明瞭に記載した場合については、この限りではありません。 (引渡しができない場合の措置) 第十三条 当社は、荷受人を確知することができないとき、又は荷受人等が荷物の受取を拒んだとき、 若しくはその他の理由によりこれを受け取ることができないときは、遅滞なく荷送人に対し、 相当の期間を定め荷物の処分につき指図を求めます。 2 前項の場合において、当社が定める期間内に荷送人から指図を得られないときは、荷送人に 予告せず、荷物を荷送人に返送することがあります。 3 前二項に規定する指図の請求及びその指図に従って行った処分並びに返送に要した費用は荷

送人の負担とします。 (引渡しができない荷物の処分)

当社は、相当の期間内に前条第一項に規定する指図がないとき、又は前条第二項に規定する 返送ができないときは、荷送人に対し予告した上で、その指図を求めた日から三か月経過した 日まで荷物を保管した後、公正な第三者を立ち会わせてその売却その他の処分をすることがで 荷物が変質又は腐敗しやすいものである場合であって、 がないときは、荷送人に対し予告した上で、直ちに荷物の売却その他の処分をすることができ

ます。 当社は、前項の規定により荷物を処分したときは、遅滞なくその旨を荷送人に対して通知します。 前2項の場合において、荷送人を確知することができないときは、予告又は通知を行いませ

管及び処分に要した費用に充当し、不足があるときは荷送人にその支払いを請求し、余剰があるときはこれを荷送人に返還します。

#### 第四章 指

荷送人は、当社に対し、荷物の運送の中止、返送、転送その他の処分につき指図をすること 前項に規定する荷送人の権利は、荷受人に荷物を引き渡したときは、行使することができま

第一項に規定する指図に従って行う処分に要する費用は、荷送人の負担とします。

当社は、運送上の支障が生ずるおそれがあると認める場合には、荷送人の指図に応じないこ

2 当社は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

# 第五章 事

(事故の際の措置)

7日皇/ 当社は、荷物の滅失を発見したときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。 2 当社は、荷物に著しい損傷を発見したとき、又は荷物の引渡しが荷物引渡予定日より著しく 遅延すると判断したときは、遅滞なく荷送人に対し、相当の期間を定め荷物の処分につき指図

を求めます。 ・ 当社は、前項の場合において、指図を待ついとまがないとき、又は当社の定めた期間内に指 図がないときは、荷送人の利益のために、その荷物の運送の中止、返送その他の適切な処分を

るときは、荷送人の負担とし、その他のときは当社の負担とします。 (危険品等の処分)

(事故証明書の発行) 第十九条 当社は、荷物の滅失に関し証明の請求があったときは、荷物引渡予定日から一年以内に限り、 事故証明書を発行します。 事故証明書を発行します。

## 第六章 責

(責任の始期)

荷物の滅失又は損傷についての当社の責任は、荷物を荷送人から受け取った時に始まります。

ユース (責任と挙証) 第二十一条

当社は、荷物の受取から引渡しまでの間にその荷物が滅失し若しくは損傷し、若しくはその 滅失若しくは損傷の原因が生じ、又は荷物が遅延したときは、これによって生じた損害を賠償 する責任を負います。ただし、当社が、自己又は使用人その他運送のために使用した者が、荷 物の受取、運送、保管及び引渡しについて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限

当社は、次の事由による荷物の滅失、損傷又は遅延による損害については、損害賠償の責任 を負いません

航空機の運航上の変更によるやむを得ない場合

荷物の欠陥、自然の消耗 荷物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由

(引受制限荷物等に関する特則)

責任を負いません。

(責任の特別消滅事由)

荷物の損傷についての当社の責任は、荷物を引き渡した日から十四日以内に通知を発しない 第二十四条

(損害賠償の額)

, 当社は、荷物の滅失による損害については、荷物の価格(発送地における荷物の価格をいう。 以下同じ。)を送り状に記載された責任限度額(以下「限度額」という。)の範囲内で賠償し

当社は、荷物の損傷による損害については、荷物の価格を基準として損傷の程度に応じ限度

害を運賃等の範囲内で賠償します。

音を連貫寺の範囲内で照頂します。 二 第十条第二項の場合 その荷物をその特定の日時に使用できなかったことにより生じた 財産上の損害を限度額の範囲内で賠償します。 5 荷物の滅失又は損傷による損害及び遅延による損害が同時に生じたときは、当社は、第一項、 第二項又は第三項の規定及び前項の規定による損害賠償の合計を限度額の範囲内で賠償します。 6 前五項の規定にかかわらず、当社の故意又は重大な過失によって荷物の滅失、損傷又は遅延 が生じたときは、当社はそれにより生じた一切の損害を賠償します。

この場合において、当社が運賃等を収受していないときは、これを請求しません。 (除反期間)

第二十七条 当社の責任は、荷物の引渡しがされた日(荷物の全部滅失の場合にあっては、その引渡しが

荷送人が第三者から委託を受けた荷物の運送を当社が行う場合において、荷送人が第一項の

(荷送人の賠償責任) 第二十八条 荷送人は、荷物の欠陥又は性質により当社に与えた損害について、損害賠償の責任を負わな ければなりません。ただし、荷送人が過失なくしてその欠陥若しくは性質を知らなかったとき、又は当社がこれを知っていたときは、この限りでありません。

します。
4 当社は、前項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。
5 第二項の規定にかかわらず、当社は、運送上の支障が生ずると認める場合には、荷送人の指図に応じないことがあります。
6 当社は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。
7 第二項に規定する指図の請求及び指図に従って行った処分又は第三項の規定による処分に要した費用は、荷物の損害とは遅延が荷送人の責任による事とします。

当社は、荷物が第六条第一項第七号アに該当するものであることを運送の途上で知ったときま、荷物の取卸しその他運送上の損害を防止するための処分をします。 前項に規定する処分に要した費用は、荷送人の負担とします。 当社は、第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

事成証の音を光刊します。 2 当社は、荷物の損傷又は遅延に関し証明の請求があったときは、荷物を引き渡した日から十 四日以内に限り、事故証明書を発行します。

同盟罷業若しくは同盟怠業、社会的騒擾その他の事変又は強盗 不可抗力による火災予見できない異常な交通障害

地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れその他の天災 法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し 荷送人が記載すべき送り状の記載事項の記載過誤その他荷送人又は荷受人の故意又は過

第六条第一項第五号に該当する荷物については、当社は、その滅失、損傷又は遅延について 損害賠償の責任を負いません。

損害賠償の責任を負いません。 2 第六条第一項第七号に該当する荷物については、当社がその旨を知らずに運送を引き受けた 場合は、当社は、荷物の滅失、損傷又は遅延について、損害賠償の責任を負いません。 3 壊れやすいもの、変質又は腐敗しやすいもの等運送上の特段の注意を要する荷物については、 荷送人がその旨を送り状に記載せず、かつ、当社がその旨を知らなかった場合は、当社は、運 送上の特段の注意を払わなかったことにより生じた荷物の滅失又は損傷について、損害賠償の

限り消滅します。

限り消滅します。 2 前項の規定は、当社がその損害を知って荷物を引き渡した場合には、適用しません。 3 荷送人が第三者から委託を受けた荷物の運送を当社が行う場合において、当該荷物の運送に 係る荷受人への引渡しの日から十四日以内に、荷送人が、第一項の通知を受けたときは、荷送 人に対する当社の責任に係る第一項の期間は、荷送人が当該通知を受けた日から十四日を経過 なる日まで延長されたものとみなします。

額の範囲内で賠償します。 3 前二項の規定に基づき賠償することとした場合、荷送人又は荷受人に著しい損害が生ずるこ

日本の規定に基づき賠債することでに場合、何込入又は何受人に者しい損害が生することが明白であると認められるときは、前二項の規定にかかわらず、当社は限度額の範囲内で損害を賠償します。
日本の経過による損害については、次のとおり賠償します。
日本の経過による損害については、次のとおり賠償します。
日本の経過による損害については、次のとおり賠償します。
日本の経過による通知が荷物引渡。
日本の経過には、荷物の引き渡しが荷物引渡。
日本の経過には、日本の経過に表す。
日本の経過には、日本の経過によりとに行われなかったことにより生じた財産上の損害を定任金の経過による

(運賃等の払戻し等) 、 当社は、天災その他やむを得ない事由又は当社の責任による事由によって、荷物の滅失、著 しい損傷又は遅延(第十条第二項の場合に限る。)が生じたときは、運賃等を払い戻します。

されるべき日)から一年以内に裁判上の請求がされないときは、消滅します。
前項の期間は、荷物の滅失等による損害が発生した後に限り、合意により延長することがで

期間内に損害を賠償し又は裁判上の請求をされたときは、荷送人に対する当社の責任に係る同項の期間は、荷送人が損害を賠償し又は裁判上の請求をされた日から三か月を経過する日まで 延長されたものとみなします。